

〈研究ノート〉

保育における幼児の身体表現活動 史的変遷に基づいたこれからの表現活動に関する一考察

白 倉 朋 子

はじめに

保育において身体表現活動は様々なかたちで行われている。明治9年、東京女子師範学校附属幼稚園の開設によってわが国の本格的な幼稚園教育が始まって以来、身体表現活動は「お遊戯」、「表情遊戯」、「律動遊戯」、「リズム」、「音楽リズム」、「表現」という名称のもと、その目的や方法は時代とともに変遷を遂げている。そこに「リトミック」なども加わり、保育現場での身体表現活動は混乱しているように見受けられる。また「オペレッタ」や「ミュージカル」といった音楽劇を含む「劇遊び」や子どもの遊びから生まれた「わらべうた遊び」の中にも身体表現は含まれており多様化した保育内容が窺える。

昭和31年に幼稚園教育要領が実施されて以来、平成29年に5度目の改訂が行われ、新幼稚園教育要領は平成30年度から実施されている。「今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化すること、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を明確にし、小学校の教師と共有するなど連携を図り、小学校教育との円滑な接続を図ることを基本的なねらいとして行ったものである」（文部科学省2018）としている。子どもを取り巻く環境の変化が著しい現代、歴史的な流れを踏まえたうえで、時代に応じた保育内容を考える必要があることは言うまでもない。

さらに保育者養成校に入学してくる学生にもまた時代による変化が見られる。楽譜が読めない、ピアノ経験が乏しいといった学生も多く、理想的な保育を実践できるだけの技能を身につけるには養成課程の中だけではあまりにも時間が足りないという現状もある。

本稿では、保育における幼児の身体表現活動について、歴史的な変遷を踏まえた上で新しい幼稚園教育要領と現代の子どもや保育者の様子を見つめ直し、時代に応じたこれからの身体表現活動を考えてみたい。

1. 保育における身体表現活動の史的変遷

（1）明治期

欧米のフレーベル式幼稚園を模し、様々な恩物を用いた手技を中心とした保育が行われ、保育内容としては、種々の恩物がそれぞれ独立した1項目として設けられており、他に唱

歌・談話・体操・遊技などがあつた。音楽教育は、唱歌として単独で、あるいは遊戯を伴つた形ではほぼ毎日行われていた。欧米のフレーベル式幼稚園では唱歌や遊戯が欠かせないのであつたために、当然のこととしてこれらが保育に採用されたのであるが、草創期学校教育における「子どもの身体的な発達や精神に与える効用、あるいは発音を正すことなど」(三村 2009 p.77) というような唱歌教育の目的が少なからず影響していると考えられる。身体表現活動は、遊戯を伴つた唱歌や体操において行われていたと思われるが、どのような内容であつたのだろうか。

草創期の幼稚園遊戯がフレーベル著『母の歌と愛撫の歌』に原典のある外国における幼稚園教育関連の書物に記載されていた遊戯を参考にしており、歌詞の題材や内容を象徴するような動きが多いため、子どもの自由な表現や活動を引き出すものではなく、非常に教授的で形式ばつたものであつたということが三村(2009 p.78)によって報告されている。

明治 20 年代に入ると全国各地に幼稚園が開設されていき、それまで俗な音楽とされ、学校や幼稚園で用いられる唱歌教材から排除されていたわらべうたを遊戯に取り入れる動きが見られるようになった。

明治 32 年に『幼稚園保育及設備規程』が制定され、保育の項目は、遊戯、唱歌、談話、手技の 4 つにまとめられた。遊戯は、随意遊戯(自由遊び)と共同遊戯に分けられ、唱歌に伴う遊戯は共同遊戯となつた。自由遊びが公的に認められるようになり、従来の形式に縛られた保母主導型の保育から、いくらか子ども中心の自由な保育へと変化する兆しが見られた。明治後期は、米国の児童中心主義の影響を受け、子どもの視点に立つた保育の必要性が主張され始めた時期である。キリスト教主義幼稚園も次々と開設され、そのような園では、幼児教育を学び、フレーベリズムや進歩的な児童中心主義の知識のある米国人が園長として実際の保育や保育者養成に携わつたのである。

(2) 大正期

明治後期から導入され始めた新教育思想は、従来の学校教育における教師から児童への一方的な知識教授を批判したものであり、大正デモクラシーを背景に、児童中心主義の立場に立ち、経験を通した自律的な学習を目指す自由教育運動が盛んになつた。幼稚園においても明治後期にすでに見られた子どもの視点に立つた保育への兆しがより一層その傾向を強め、自由遊びや戸外遊びを多く取り入れた自由保育が主流となつた。しかし、依然として恩物を使用する園もあり、保育内容や保育方法は様々であつた。

子どもの主体的な経験から学んでいく自由保育では遊びが重視され、大正期の保育項目において重要な地位を占めたものは遊戯である。当時の遊戯には、自由遊戯(自由遊び)・表情遊戯・模倣遊戯(ごっこ遊び)・律動遊戯(律動的遊戯)・玩具遊戯・競争遊戯といわれるものがあつた。

表情遊戯とは、「明治期から行われた共同遊戯・唱歌遊戯であり、唱歌の歌詞内容に適した動作を付けることによって、子どもにより具体的に歌詞内容を理解させるためのもの」（三村 2009 p.80）であり、「大正期に生まれた律動遊戯は、リズムカルな音楽や唱歌を伴って全身的な運動を行うもの」（同上）で、身体的な目的を持っていた。この律動遊戯を考案し、普及させたのは土川五郎（1871-1947）である。土川は、明治期に始まった唱歌遊戯について、動作が小さく萎縮して活動量が不足している、運動感覚が欠如して表情が主知的すぎる、歌詞と曲とが不適合である、等の問題点をあげ、この批判に基づいて彼がめざした律動遊戯とは、子どもの心と体とに適合したもので、子どもの遊びと動作を基礎としたもの、世界に共通するものに国民性を織り込んだもの、リズムと音と動作が一致しているもの、基本筋肉を動かし全身を使った大きな動作で、体育方面に利益のあるもの、等というものであった。（三村 2009 持田 2017a）また、「リズムは幼児の筋肉を振動する力を持っている、しかも愉快的な感情を興うるものである。」と述べ、運動感覚から情緒を惹起すことを提唱し、当時の米国におけるリズム活動を参考にしながら、独自の方法を開拓したことが持田（2017a p.66）によって報告されている。

持田（2017a）は、「リズム」という視点は、米国の影響を受けており、この「リズム」という観点を日本の保育に初めて持ち込んだのは、「律動遊戯」を考案した土川と、「律動」を教えた石原キク（1884-1967）であったことを記している（pp.65-66）。ここでいう「リズム」とは、本来の音楽用語としての意味ではなく、音楽を伴う身体表現活動を意味するものである。持田（2017a）によると、土川とほぼ同時代に「律動」を保育に取り入れた石原キクは、2度米国に留学しており、2度目の1917（大正6）年から1920（大正9）年の留学では、コロンビア大学大学院で最新の保育を学んでいる。石原は「育ち盛りの幼児の手、足、頭を楽しい音楽に合わせてリズムカルに動かすことにより、その発達を促す」また「自然現象を体で表現するうちに、幼児の身体の骨格、筋肉、神経系の発達を促し、同時に自然への認識を深め育てていく」とし、「生のピアノに合わせて園児の動きを見ながらピアノを弾いた。」（持田 2017a p.66）

さらに持田（2017b）は自身の先行研究から、キリスト教主義幼稚園である広島女学校附属幼稚園の大正期における音楽活動において、器楽（ピアノ）曲と共にスキップやジャンプ等を行うリズムカルな活動が行われ、子どもの伸び伸びとした動きや表現の自由性が尊重されるなど、それまでの日本には薄かった「リズム」と「子ども本位な表現」という視点があることを明らかにしている。そして、「このような新しい視点を持った音楽活動は、米国で進歩主義教育を学んできた宣教師たちによって実践され、またその音楽活動は、『律動遊戯』を考案した土川五郎（1871～1947）にも少なからず影響を与えていた」（p.49）。

谷村（2018）は、土川が遊戯研修会において、「広島（女学校）の遊戯は中々参考になる」と述べ、自身の律動遊戯集に《ぶらんこ》などを引用したとあることから、「土川はキリス

ト教主義の広島女学校のリズムを高く評価していたことが分かる。」(p.25)と述べている。

律動遊戯については、全国に広まったが、広がると共にしだいに見せるためのものと化し、土川の理想にもかかわらず、その動作は歌詞にとらわれた複雑な振りを伴い、子どもの心情を自由に表現するものではなくなったという記録もある。(三村 2009)

大正 15 年に『幼稚園令』が公布され、保育項目は遊戯、唱歌、観察、談話、手技等とされた。そして時代は昭和になる。

(3) 昭和期

軍国主義へと走り出した昭和初期の社会情勢は悪化していったが、幼児教育界には国家主義の影響はそれほどなく、一般的には大正期からの自由保育の風潮が続いた。実際の保育は多岐にわたっていたが、「そのなかで、大正期から自由保育を提唱し、わが国の幼児教育界の指導的立場にあった倉橋惣三(1882-1955)は、東京女子高等師範学校附属幼稚園で系統的誘導保育を試み」(三村 2009)た。「これは、子どもの興味や生活を中心に主題を定め、この主題によって各保育項目の内容を統合し多角的に保育していこうとする教育方法で」(同上)あり、「あくまでも子どもの自発的な活動を尊重しながら、その活動に中心を与え、系統づけるように誘導が行われ」(同上)るものである。「大正期の自由な流れを受け継いだ昭和初期は、子どもの遊びを中心としながらも自由に放任するのではなく、そのなかから教育的な成果をあげようとする傾向」(同上)があり、「遊びを通した教育」という現今の就学前教育の原点をここにみることができると三村(2009 p.81)は述べている。

この時期、エミール・ジャック＝ダルクローズ(1865-1950)が提唱したリトミックを小林宗作(1893-1963)らが普及させた。リトミックについて端的に表現することは難しいが、『幼児の音楽教育法』(2009 p.54)では以下のように要約されている。

つまり、内的聴取力と呼ばれる楽器を使わない読譜や思考による音楽的印象や感情を喚起させる能力を高めるために、音楽を聴き取り、身体運動へとつなげ、自由な演奏や表現を導くことです。そのためには、筋肉組織・神経組織の伝達経路を強化する必要があります。(中略)また、音楽の構造は、地域や民族的な要因によって特有のリズムや拍やアクセントをもっていることからわかるように、非常に多岐にわたっています。したがって、これらに対応できる「意識的な身体(筋肉)の動き」を強化し、音楽のもつエネルギーを感じ取って、自律的に音楽を形成するための準備を行うことが求められます。もっと簡単に言うならば、頭と身体の連絡通路を開通させることが重要です。(中略)一連の筋肉運動感覚のプロセス、すなわち頭で速度や長さなどの情報を判断し、神経組織を通じて身体へ命令を発することによって演奏を行い、そのつどの状況に応じてフィードバックして再び頭で調整を行うことが必要不可欠となります。

このようなリトミックに対して、倉橋は「リトミックの音楽教育上の価値と幼児教育上の価値とは別の問題で、あまりセンシブルな教育をすることは幼児教育として望ましくない」（三村 2009 p.82）と述べている。

以上のような状況の中で、「昭和前期には、動作をすべて保育者が決めるのではなく、ある程度の自由性をもたせるという傾向が現われ」「遊戯を行う前に実物を見せて実感させたり、お話や絵本で想像させイメージをもたせた上で、子どもに自由に表現させるとか、子どもが興味をもって喜んで遊戯できるように臨機応変に動作を変化させてゲーム性を高めるなど、現場の保育者によるさまざまな改良」（三村 2009 p.82）や工夫がなされていた。「倉橋は、幼稚園での音楽教育は子どもの音楽表現活動を主とするべきであり、何か体で表現したいという子どもの欲を、歌あるいは遊戯で自由に表現させる、それにほんの一步の指導を与えて、子どものもっているものをさらに引き出して発達させるべきだとしました」（同上）。この倉橋の主張からも、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、それを十分に発揮させることができるようにするという現行の幼稚園教育要領にある幼稚園教育の在り方をこの時期にみるのできるのである。

昭和 20 年の終戦を機に国家主義や軍国主義などに関することは教育現場から排除され、民主主義の風潮が影響して、自由保育がいつそう多くの園でとり入れられるようになった。昭和 23 年に刊行された『保育要領』では、それまでの保育内容とされていた 5 項目が、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康教育、年中行事という 12 の項目になった。

「リズム」を保育の項目の一つにしたのは、戦後教育改革期に文部省にいた坂元彦太郎（1904-1995）である。以下は田邊（2014）の研究によって明らかにされていることである。坂元は、「戦前の型にはまった『遊戯』でなく、心身から湧き出る律動を身体で表現する『リズム』が必要だと考え」（p.74）、昭和 22 年に公布された学校教育法において、第 78 条にある「遊戯」を「リズム」という用語に代えることを試みたが、採用されなかった。その理由については、それまでカタカナを法律の条文に出した例がないことに加え、「リズム」が音楽用語として認識されていたことも大きく影響していると考えられる。坂元は、「リズム」を「ハーモニーやメロディと並ぶ場合のリズムではなくて、いわゆる人間の心身に内在しているリズムが身体の動きに具体化したものをいうのだ。」（p.69）と説明している。この「リズム」は英語の“rhythms”からつけられており、リズムに複数の s をつけることで「抽象名詞ではなくなって、リズム的なさまざまな遊びをひっくるめていう普通名詞になって」（同上）おり、「内面的な律動をからだの動きに具体化する」（同上）ことを表す用語として採り上げようとしたのである。

『学校教育法』で採用されなかった翌年に刊行された『保育要領』（昭和 23 年）では、CIE（民

間情報教育局) 顧問 H. ヘファナンの影響もあり、様々なやりとりを経て「リズム」という用語が採用されるに至った。H. ヘファナンの示した資料にある“rhythms”は「音楽に合わせての舞踊や遊戯、即ち音楽の語る所に従って走ったり、歩いたり、跳ねたり、大きく足踏みしたりすること。」(p.70)と翻訳されており、坂元は、従来の大人の真似をする「遊戯」でなく、「ほんとうにこどもたちの心やからだのなかからわきてた動きを、心から楽しみながらあそびまわるようなものにしたい」(p.72)という願いを「リズム」に込めたのである。しかしながら実際は、『保育要領』の執筆者たちに坂元の願いはなかなか理解されず、理解はされたとしても現実に園でいとなまれているような具体的な活動としてこれを説明することは難しく、不満を残す結果となった。

『保育要領』刊行後の現場では、長く存在した「遊戯」がなくなり、カタカナの「リズム」が入ったことで戸惑い、趣旨とは異なった理解をするなど混乱した状態であったことが報告されている。そして刊行の6か月後の昭和23年9月に文部省学校教育局初等教育課によって「保育要領改訂委員会」が設置された。この委員会が設置された目的について坂元が、「いずれは『保育要領』全体の改善をはかることは当然であったが、いちばん緊急を要することの一つとして、保育内容の『楽しい幼児の経験』の一つとして挙げられた『リズム』について研究を重ね、従来の保育項目の一つであった『遊戯』の刷新をはかることにあった。」と記していることを田邊(2014 p.73)が報告している。しかし坂元は、その後昭和24年6月に文部省から岡山大学に転出したため、その志は果たせぬまま昭和28年2月「幼稚園のための指導書 音楽リズム」が刊行されることとなる。田邊(2016)は、『教育課程審議会総会議事録』(昭和24年12月)からは、文部省が、幼稚園の教育課程を小学校との関連において考えていたことや、『保育要領』の「リズム」を小学校の「音楽」に繋がるものと認識していた可能性が示された。」(p.55)と記している。また、『保育要領』作成委員であり、保育要領改訂委員でもあった山下俊郎がこの指導書が刊行される前年の昭和27年に、幼児教育における「音楽リズム」は『保育要領』の「音楽」と「リズム」であり、それらは小学校の「音楽」に連なるという見解を示しており、『リズム』が『遊戯』に代わる、身体的な運動や表現として十分理解されなかった可能性が考えられる」(p.56)と述べている。

昭和31年には『幼稚園教育要領』が実施され、「幼稚園教育には小学校の前段階として、小学校との一貫性が求められ」(三村2009 p.83)た。保育内容として12あった項目は、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の6つの領域に整理され、『保育要領』の指導書が作られた際に生まれた「音楽リズム」という用語が保育内容の一つの領域を示す言葉として使用された。「領域別に発達の特徴が述べられ、それに沿うような指導計画を作成することが示され」(同上)た。「これらによって、学校教育における教科主義的な考えが幼稚園にも入ってき」(同上)た。

昭和39年には『幼稚園教育要領』が改訂され、「そのなかで、小学校的ではない幼稚園本

来の教育をめざすという基本方針が述べられ、ねらいを含んだ子どもの活動が中心とされ」（同上）たが、6領域は以前と変わらなかった。「音楽リズム」という領域になってからは教科としての音楽教育の考え方が就学前教育に浸透し、器楽の普及もそれを助長させた。またこの時代は早期教育が盛んに行われ、特に音楽的能力は幼児期でなければ身につかないといった考えから音感教育やリトミックといったものを保育にとり入れる園も少なくはなかった。器楽合奏や鼓笛隊などの活動により、音楽教育の成果を見せる傾向に走り、偏った音楽教育が行われる例もあったことは否めない。

（４）平成期

平成元年、『幼稚園教育要領』は大きく改訂された。「遊びを通しての指導」が提唱され、保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域になった。「音楽リズム」が「表現」に変わったことで、「音楽は独立した領域として教授されるものではなく、整えられた環境のもとで、園での遊びや生活のなかで子どもが気づいたことや感じたことを表現するために必要なもの」（三村 2009a p.83）となった。従来領域「音楽リズム」では、表現の喜びを味わうことが「ねらい」であったのに対して、領域「表現」では、表現しようとする意欲や態度が「ねらい」とされており、それは、倉橋惣三の幼児教育思想が背景にあると考えられる。生活や遊びを通しての教育を主張した倉橋は、「生活のなかで子どもが美への興味に目覚めた時、子どものなかから起こる欲求を認めて伸ばしていかなければならない」「むやみに文化へ到達させたり、文化を与えたりすればいいのではなく、生活から文化へ発展していくことそのものを尊重するということ」（三村 2009 p.84）としている。「子どものなかにある音楽を認め、保育者はそれをそのまま見守るのではなく、発展させていくことが重要なので」（同上）ある。

その後、『幼稚園教育要領』は10年ごとに改訂されているが、基本のラインは変わらず、領域もそのままである。平成10年改訂の領域「表現」では、「子どもの主体性をみとめてやること・受け止めてやることをなおいっそう大切に、自然体験などを重視して、幼児であっても必要な場合にはふさわしい指導はしっかり行って、平成元年改訂の教育要領を充実発展させていくことが求められ」（野波 2009 p.95）、平成20年改訂の同じく領域「表現」においては、「気付いたり、感じたりする感覚が磨かれ、豊かな感性が養われるような環境の構成の在り方、表現を豊かにするための環境の構成と教師の指導の在り方の検討が求められ」（p.97）たが、「基本的には平成10年改訂の教育要領を充実発展させていくことが求められ」（同上）た。

平成29年に改訂され、平成30年度から実施されている『幼稚園教育要領』が現行のものである。今回の改訂では、幼稚園教育において育みたい資質・能力をより明確にし、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすることを示している。そして「豊かな感性

と表現」の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。」(文部科学省 2018) と記されている。

2. 保育における身体表現活動の現状と展望

平成元年に『幼稚園教育要領』が5領域となり、「音楽リズム」から「表現」になったことで、感じたことや考えたことなどを音や動きなどで表現することが記されているが、その内容は具体的に示されておらず、現在も様々な保育者研修などが行われる中、保育現場では音楽を伴った身体表現活動を多様な形で行っている。一方、リズム活動を行わない園も多く存在することがわかっている。

谷村 (2018) は、自身が2012年に〇府の保育者研修会において公立幼稚園12園、私立幼稚園46園、公立保育所14園、私立保育園4園、認定こども園2園の計78園に行ったアンケート調査の結果、「約40%の園で、リズム表現活動をあまり行わない、あるいは全く行っていないことが分かる。また、鍵盤ハーモニカを使用している園は78園中54園と全体のおよそ70%を占め、鍵盤ハーモニカの使用の方がリズム活動より重視されている現状が伺(ママ)えた。さらに、リズム表現活動の頻度と鍵盤ハーモニカの使用・不使用との関連性をみたところ、リズム表現を行わない6園全てにおいて、鍵盤ハーモニカの指導に力を入れていることが明らかになった。」(p.25) と記している。谷村 (2018) は、このようなリズム活動が重視されていない背景に、「幼稚園教育要領に示されている『表現』の曖昧さ、リズム活動の意義を保育者が認識する機会が少ないなど、リズム活動の位置づけが明確になっていないこと」(同上) があるのではないかと考えている。谷村の見解に加えて、保育者の演奏技術が低くなっている現状も考えられる。子どもの様子を見ながら動きに合う音楽を演奏するにはかなり熟練した技術が必要であるが、そこまでのレベルに達している保育者は少ないといえる。養成校においては、ピアノ経験のないまま入学してくる学生も珍しくない時代になっており、養成期間の学習だけでリズム活動を自由に行えるほどのものになるのは難しい。それゆえリズム活動は敬遠され、発展しないのではないだろうか。

もちろん、保育における身体表現活動はピアノの音楽に合わせたリズム活動ばかりではない。様々な手遊びや歌遊び、また劇遊びやわらべうた遊びなどにも身体表現の要素が含まれている。最近では歌遊びのCDなどが多く存在しているのでそれらを上手く利用することで、子どもがより楽しく感じ、豊かな表現を引き出せる可能性もある。リズム活動においてもCDを活用する場合もあるだろう。しかしながら、一方的に流れるCDの音楽による表現活動では、音楽に振り回されてしまい、心行くまで遊びきれないという現状もあり、CDと生演奏の使い分けが重要であることは言うまでもない。

わらべうた遊びは本来無伴奏で行うものである。したがって場所を選ばずどこでも遊ぶことができる。本来子どもの遊びから生まれたわらべうたは、音の数も少なく、子どもが無理なく歌える音域でできており、無伴奏のため歌い出しの音に気をつけることで子どもの声域で歌いながら遊べる。遊びのルールや順序を守り、友達と協力することを経験できるわらべうた遊びは、社会性や認識力を育てるだけでなく、様々な動きの中で身体運動機能の発達を助けるものである。そこには子どもの自由な表現活動ができるわらべうた遊びも多く存在することを今一度認識して保育にとり入れる必要がある。

オペレッタやミュージカルを含む劇遊びには、役を演じたり、歌ったり踊ったりするなどの身体表現活動が見られる。幼児は「物語を聞いてその登場人物に対する憧れの気持ちからごっこ遊びを楽しんだり、自分たちの物語をつくって演じたりする。」(文部科学省 2018 p.242) これらは時には断片的な見立て遊びやごっこ遊びから発展していくものであり、保育者主導型にならないように注意する必要がある。子どもたちの「表現する過程を大切に」(同上 p.246) するものでなければならないのである。

考察

わが国の保育における幼児の身体表現活動は、時代とともに様々な変遷を遂げている。昭和 23 年の『保育要領』では、それまでの「遊戯」に代わる保育項目として「リズム」が定められ、大人の真似でない子どもの心の内から感じるままに表現する主体的な身体表現活動が期待されたが、多くの保育現場において、あまり理解されることがないまま、昭和 31 年の『幼稚園教育要領』において、領域「音楽リズム」になったことで、保育内容が「動き」より「音楽」に傾斜したきらいがある。『保育要領』に「リズム」を持ち込んだのは坂元彦太郎であったが、それ以前の大正期に、米国の進歩主義教育を学んだ宣教師たちによってキリスト教主義幼稚園で実践されていた身体活動はまさに「リズム」であり、土川五郎は、これを参考にして「律動遊戯」を考案している。「律動遊戯」は各地に広まったが、次第に見せるものと化し、土川の理想とはかけ離れた結果に終わった。

しばしば「リズム」との混乱を来すことのある「リトミック」はダルクローズが提唱したものであり、昭和初期に小林宗作らによって普及された。「リトミック」もその理論を正しく理解されないまま、その名称だけが独り歩きし、全国的に流行した傾向が見受けられる。リズムカルに動いたり、豊かに表現したりすることへの憧れのようなものを持っていた当時の風潮に合ったこともあるが、それが何かしら子どもの発達に良い影響を与えるのではないかと思ったり、音楽教育の入り口のように認識する人が少なくなかったということも考えられる。何事も、広く流行する過程において様々な受け取り方をされたり、変化したりし、また行き過ぎた結果、本来の方向からずれていくという傾向はよくあることである。

大正期からキリスト教主義幼稚園などで行われていた「リズム」は、その後、保育内容の

項目の一つに挙げられながらも定着することなく、「音楽リズム」となり、「動き」の要素が少なくなってしまったのはなぜだろうか。大正期に行われていた「リズム」の視点を持つ身体活動は、米国の影響を受けており、そもそもわが国の文化においては「スキップ」や「ギャロップ」といった活動に馴染みがなかったということが窺える。それに加えて、これらの活動を支えるだけのピアノ演奏の技術を持つ保育者が少なかったことも一因である。また戦後の改革期には楽器の普及が盛んであったこともあり、器楽の指導が多く導入されたことで「動きのリズム」の活動よりも器楽合奏に力を入れる保育現場が増加したと考えられる。そこには『幼稚園教育要領』にある「小学校の前段階として」や「小学校との一貫性」という文言に小学校の教科としての音楽を見据えてしまった可能性があり、成果がはっきりと見える器楽合奏や合唱というかたちは保育者には受け入れやすかったと想像できる。昭和39年の『幼稚園教育要領』改訂では、「小学校的ではない幼稚園本来の教育をめざす」という基本方針が述べられるもこの傾向は変わることはなかった。

平成元年の6領域から5領域となった『幼稚園教育要領』の大きな改革によって、「音楽リズム」から変わった「表現」においては、子どもが表現したいという意欲を育くみ、成果ではなくその過程を重んじる保育が求められるようになり現在に至っている。「ほんとうにこどもたちの心やからだのなかからわきでた動きを、心から楽しみながらあそびまわるようなものにしたい」という坂元彦太郎の願いを現実のものにする時が来ているのではないだろうか。そのためには、保育者が子どもの心身の発達に有効な身体表現活動についての知識を深め、その活動を支えるに十分な技能を身につける必要があると考えられる。

引用文献

1. 持田葉子 (2017a) 「保育における子どもの身体表現活動の源流～リズム活動を中心に」 聖和短期大学紀要 第3号 pp.65-74
2. 持田葉子 (2017b) 「米国19世紀末の幼稚園におけるリズム活動の指導内容に関する一考察：米国19世紀末に出版されたリズム活動用の器楽曲集の分析を通して」 聖和短期大学紀要 第2号 pp.49-54
3. 文部科学省 (2018) 「幼稚園教育要領解説」 フレーベル館
4. 田邊圭子 (2014) 「『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(1)―戦後教育改革期における『遊戯』刷新の動きと坂元彦太郎の『リズム』の構想(昭和22年-23年)―」 北陸学院大学短期大学部研究紀要 第7号 pp.67-75
5. 田邊圭子 (2016) 「『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(3)―昭和24年10月以降の刊行経緯から―」 北陸学院大学短期大学部研究紀要 第9号 pp.45-58
6. 谷村宏子 (2018) 「保育におけるリズム活動の意義～『遊戯』『リズム』を通して～」 全国大学音楽教育学会研究紀要 第29号 pp.21-30
7. 吉富功修・三村真弓 編著 野波健彦 他 (2009) 『幼児の音楽教育法 美しい歌声をめざして』 ふくろう出版 pp.53-56 pp.77-85 pp.92-98

参考文献

- 畑 玲子 知念直美 大倉三代子 (1994)『幼稚園・保育園のわらべうたあそび』明治図書
- 門脇早穂子 (2017)「保育における身体表現活動の変遷に関する研究(1)—保育要領、幼稚園教育要領を踏まえて—」園田学園女子大学論文集 第51号 pp.105-118
- 松本晴子 (2012)「史的変遷からみる幼児教育における音楽活動の特徴—昭和初期から昭和20年代半ばに注目して—」宮城学院女子大学発達科学研究 No.12
- 名須川知子 (2002)「唱歌遊戯作品における身体表現の史的変遷—明治～昭和前期の作品事例分析—」兵庫教育大学研究紀要 第22巻 pp.11-22
- 田邊圭子 (2015)「『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(2)—保育要領改訂委員会資料(昭和24年)と関係者へのインタビュー調査から—」北陸学院大学短期大学部研究紀要 第8号 pp.69-83
- 山内信子 (2017)「保育内容『表現』の指導に関する研究:幼稚園教育要領等の変遷に基づいて」聖和短期大学紀要 第3号 pp.75-83

